

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年7月1日 23時00分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市男鹿島南岸 男鹿島灯台から真方位225° 680m付近 (概位 北緯34° 39.2' 東経134° 34.7')
事故の概要	プレジャーヨットあさぎりは、錨泊中、風波に圧流されて走錨し、干出岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年7月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット あさぎり、5トン未満（長さ7.00m）
船舶番号、船舶所有者等	241-5440兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	左舷外板に破口を伴う擦過傷、舵板に破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 4、視界 良好 海象：波向 南東、波高 約0.7m、潮汐 上げ潮の初期 姫路市には、7月1日04時32分に強風及び波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、香川県小豆島町福田港を所属マリーナに向けて出航し、東進した。 船長は、スマートフォン等の携帯端末の気象予報で男鹿島よりも東方の航行予定海域において風が強まることを予め確認していたので、同海域に入る前に航海を中断し、‘男鹿島南岸の湾入海域’（以下「本件海域」という。）で錨泊することとした。 本船は、船首尾からそれぞれ錨を投入して本件海域で錨泊を開始したが、夜遅くになって風が強まり、風波に圧流されて走錨し、男鹿島南岸の干出岩に乗り揚げた。 船長は、錨泊場所を探した際に本件海域以外の場所では漁業用のブイが近接しており、携帯端末の電波の受信状況が悪い本件海域を錨泊場所としたが、携帯端末で最新の気象予報を確認することができなかったため、不安を感じつつ錨泊を続けていた。 船長は、姫路市に強風及び波浪注意報が発表されていることを知らなかった。 本船の喫水は、バラストキール下端まで約1.6mであった。
分析	本船は、強風及び波浪注意報が発表され、携帯端末の電波の受信状況が悪く、最新の気象予報を確認できない状況下、本件海域で錨泊を

	<p>続けたことから、錨泊中に強まった風波に圧流されて走錨し、男鹿島南岸の干出岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、強風及び波浪注意報が発表され、携帯端末の電波の受信状況が悪く、最新の気象予報を確認できない状況下、本件海域で錨泊を続けたため、錨泊中に強まった風波に圧流されて走錨し、男鹿島南岸の干出岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風波の影響を受けやすい小型船舶の船長は、錨泊する際、最新の気象予報を確認して風波の影響が小さい錨泊場所を選定するとともに、錨泊中も定期的に同予報を確認し、風が強まることが予測される場合は、早目に港内などの安全な場所に移動すること。 ・ 気象情報の確認に携帯端末を使用している小型船舶の船長は、錨泊する際、携帯端末の電波の受信状況が良好な錨泊場所を選定すること。 ・ 風波の影響を受けやすい小型船舶の船長は、出航前に気象注意報等の発表状況を確認し、強風注意報や波浪注意報等が発表されている場合は出航を控えること。